

議案第161号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～8 [略] （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」とする。 10～15 [略] （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	附 則 1～8 [略] （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（ <u>附則第14項から第25項まで及び附則第27項において</u> 「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」とする。 10～15 [略] （株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

17 [略]

18 [略]

19 [略]

16 世帯主等が法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主等が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第25項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

18 世帯主等が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主等が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

20 [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主等が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額法（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

22 [略]

23 [略]

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 0 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 1 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

2 2 [略]

2 3 [略]

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 4 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 5 世帯主等が法附則第33条の2第5項の規定する上場株式等の配当等に係る配当所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

2 6 [略]

2 7 [略]

第2条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～16 [略] <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>18 [略]</u> <u>19 [略]</u> <u>20 [略]</u> <u>21 [略]</u> <u>22 [略]</u> <u>23 [略]</u> <u>24 [略]</u></p>	<p>附 則 1～16 [略]</p> <p><u>17 [略]</u> <u>18 [略]</u> <u>19 [略]</u> <u>20 [略]</u> <u>21 [略]</u> <u>22 [略]</u> <u>23 [略]</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則第9項の改正、附則第17項から第19項までを削る改正、附則第20項の改正、附則第21項を削る改正、附則第22項及び第23項の改正、附則第24項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分を除く。）、附則第25項の改正（「配当所得」を「配当所得等」に改める部分を除く。）並びに附則第26項及び第27項の改正並びに附則第3項の規定は公布の日から、第1条中附則第24項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に

限る。)は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第16項、第20項及び第21項の規定並びに第2条の規定による改正後の同条例附則第17項の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年さいたま市条例第28号)を次のように改正する。

附則第27項の改正を次のように改める。

附 則

1～22 [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

- 23 世帯主等が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第14項(附則第15項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第14項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

1～22 [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 23 世帯主等が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第14項(附則第15項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第14項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。